

以上のような研究動向のなかで、本研究は、犯罪者の親密圏にいる人びと、とりわけその家族の人びとが、犯罪の発生後に、いかなる諸問題を抱えているのかに関する研究に先鞭をつけるものとして企画された。当該分野に関する研究の蓄積は、これまでほとんど無きに等しかったため、本研究から得られる基礎的なデータは、この分野の研究を進めていくうえで、研究者にとって貴重な共有財産となるものと思われ、その関心のもとで研究が開始された。

2. 研究の目的

近年、少年犯罪の深刻化が大きな社会問題とされ、人びとの関心が集まっている。しかし、そのほとんどは、犯罪を起こした少年のパーソナリティに関する事柄と、犯罪の被害にあった人びとの状況や心情に関する事柄に限られている。専門機関の関心対象も、少年の処遇をめぐるものと、被害者の救済をめぐるものにほぼ限定されてきた。

従来は、少年の処遇のみに関心が向けられ、被害者の問題は疎かにされる傾向にあったため、近年になって被害者問題が急速にクローズアップされるようになってきた。そのこと自体はたいへん喜ばしいことであるが、しかしその流れのなかで、犯罪者となってしまった少年の親たちが抱える問題については、いまだに等閑視される傾向にある。

犯罪被害者の側は、世間から同情も寄せられやすく、その抱える問題に対する手当てについても、近年は急速に検討が進んでいる。しかし、犯罪者の家族の側は、「親は何をしていた?」「親が責任をとれ!」と、世間から非難こそされ、同情を得るのはきわめて難しい境遇にある。そのため、犯罪者の親となってしまった人びとが、いったいどのような悩みを抱え、それにどのように対処してきたのか、その情報はほとんど流通していない。同じ問題を抱えた人びとによるセルフ・ヘルプ・グループに参加でもしないかぎり、犯罪少年の親たちは、どこに問題を相談すればよいかも分からず、社会から孤立してしまう傾向にある。

そこで、本研究では、はからずも犯罪少年の家族となってしまった人びとが、いったいどのような問題を抱え、それにどのように対処してきたのかについて、インタビュー調査をつうじて解明することが目的とされた。もちろん、このような分野の研究にとっては、犯罪者の家族に対して、社会はどのように援助の手を差し伸べていくべきかを考察するのが最終的な目標ではあるが、そのための基本的なデータが何も揃っていないのが現状である。そのため、本研究では、まずは研

究の基本となるデータを収集し、その整備をはかることが主たる目的とされた。

3. 研究の方法

少年非行に関する研究において、このようなテーマのものはこれまで見当たらなかった。あえて関連する研究を挙げるとすれば、対象領域としては、セルフ・ヘルプ・グループに関する調査研究の蓄積があり、方法論としては、ナラティブ・アプローチに関する理論研究の蓄積がある。したがって、本研究は、両者の知見をふまえた上で展開された。

具体的には、「非行少年の親たちの会」など、犯罪者を抱える家族たちのセルフ・ヘルプ・グループと接触をもち、そこからインタビューの機会を得て、データの収集を行なっていた。また、それらのセルフ・ヘルプ・グループが発行する機関紙を入手し、現在、どのようなナラティブがその内部で行なわれているかについての検討を進めていった。さらには、彼らの活動に参加観察をさせてもらうことで、当事者どうしによる「生の語り」を観察し、収集するという試みも行なった。

本研究は、犯罪者家族から具体的なインタビュー・データを収集することが第一の目的であったが、それに留まらず、それに関連して、行政機関をはじめ、さまざまな民間支援団体ともコンタクトをとり、そこからも多くの情報を収集していった。また、そこから得られた人脈を積極的に生かして、インフォーマントのさらなる拡大をはかっていった。

以上の研究活動に加えて、この分野にもっとも関連する日本犯罪社会学会の学会大会の場を借りてシンポジウムを企画し、そこにこの問題に関わる当事者、支援団体、専門家を集めてディスカッションを行なった。そこで得られた知見は、フロアに参加していた聴衆にじかに還元され、そのこと自体が本研究の大きな成果ともなった。

4. 研究成果

非行少年を抱えた家族が直面している諸問題を正確に理解して、その具体的な解決へ向けて対策を立てていくためには、当事者家族やその親族をはじめ、地域の行政機関、民間支援団体などの連携作業が必要である。

本研究では、それぞれの活動の主体をセクターに分け、そのセクター単位における実態調査を行なった。そこで本報告書においても、それぞれのセクターに分けて、調査結果の概要を報告する。しかし、もとよりそれは研究上の便宜的なものであって、現実の活動は相互に連携されていることを明記しておく。

(1) 第三者による民間支援セクター

本研究において着目した民間支援セクターは、現在、法務省矯正局、家庭裁判所、児童自立支援施設など、非行少年の補導に携わる各方面の機関から注目されている団体である「ユースサポートセンター・友懇塾」である。この友懇塾は、元ジャーナリストの井内清満氏を理事長に、千葉県を中心に活動を展開している特定非営利活動法人NPOの団体である。

この友懇塾では、子どもに対して24時間の電話相談をしているが、かかってくる電話のほとんどは父母からのものである。そこから見えるのは、井内氏によれば、いかに家庭が崩壊しているかだという。しかし、そのことを当の家族が理解できていないケースが多いともいう。「私の家はこれが普通です」という意識なのである。この団体のメンバーがその家庭に初めて入っていったときに、「この家庭はどこかおかしい」と気づくのだが、その家庭の人たちは、「私の家は普通であって、中流階級であって、そう悪くはない」という考えを持つ人が非常に多いらしい。非行少年を抱えた家族には、ここに非常に大きな特徴が見られるという。

そこで、この友懇塾では、問題の家に入っていくって、色々な形の中でサポートを行なっている。具体的には、一緒に料理を作ったりもするという。友懇塾のメンバーが自前の包丁を持っていき、その包丁で料理をするのである。母親や子どもたちと一緒にスーパーに行き、そこで買い物をし、家に持って帰って、それで全部料理をするのである。料理をしていると、そのような経験のない子どもは、目を皿の様にしているという。

この友懇塾では、家庭裁判所とも連携した活動を行なっている。そこで基本的に行なっているのは、街頭清掃活動と里山整備活動である。その活動の案内を相談に訪れてきた父母たちに見せ、「もしよかったらこれに参加しませんか」という形で参加させるようにし、現在に至っているという。たとえば、里山整備活動では、約一万坪という土地をフィールドとして使用しているが、そこから見えるのは、非行少年たちは、父母と山と一緒に歩いてプラプラ歩いたり散策したりした経験がほとんどないという事実である。彼らは、どんな普通の虫でも小さな蛙の雨蛙でも何とも見るとキャッキョと騒ぐという。それまで、そんなものは見たことがなかったのである。たとえば、毛虫が何でそこにいるかが分からないのである。子どもたちは、山の整備をしながら、そして他のメンバーたちと一緒に食事を食べながら、親と一緒に徐々に立ち直っていくという。

この団体の活動のもう一つの柱である街頭清掃活動も、月に2回の頻度で行なわれており、少年たちばかりでなく、その親たちも一緒になって活動に取り組んでいる。この活動は、清掃作業という社会に有益なボランティアであるにとどまらず、その作業のなかで、少年たちは、自分の家族をはじめ、一般の大人たちとの会話をとおして、さまざまなもの見方を身に付ける。それがまた、親子関係のサポートにもつながっていくのである。近年は、家庭裁判所の方針により、試験観察になった少年たちも、親と一緒にこの作業に参加するようになってきている。そして、この作業を繰り返していると、かつての非行少年たちも、これがまさしく家庭裁判所にかかった子どもたちなのかというくらい明るい顔になるという。

友懇塾によるこのような活動は、井内理事長の強力なリーダーシップによって行なわれており、その活動のなかでは、非行少年を抱えた親たちを厳しく指弾し、再教育する場面も見受けられる。そこが次に述べるようなセルフ・ヘルプ・グループとは根本的に異なっているところであり、また批判を受けやすいところでもあるが、しかしその成果が着実にあがっている点は評価されなければならないだろう。

(2) 当事者による民間支援セクター

非行少年を抱えた家族の人びとが自ら立ち上げたセルフ・ヘルプ・グループとして、我が国でもっとも大きく、かつ影響力が強いのは「非行と向き合う親たちの会」であろう。この団体は、我が子が非行に走り、そこから立ち直る過程で、どこからも支援を得ることができずに苦しんだ経験から、社会から孤立しがちな加害者家族を支援するために一人の母親が、1996年に始めたものである。現在は、日本全国に支部をもち、年に一度、開催される全国大会のとき以外は、それぞれの支部が、それぞれの地区で地道な自助活動を展開している。

この団体の基本的かつ中心的な活動は、我が子が非行に走ってしまった親たち同士による語り合い、助け合いにある。およそ月に一度の例会が各地区で行なわれ、さまざまな悩みを抱えた親たちが集まってくる。本研究では、この会合をとおして、親たちの声を多く集めてきた。そこから浮かび上がってきたのは、非行少年を抱えた親たちがいかに社会のなかで孤立しているかという実態である。どこにも悩みや苦しみを相談する場がないこと、それこそ自体が、彼らが直面している問題のなかでもっとも大きなものなのである。この団体の活動は、その問題を解決する場として非常に大きな意義をもっている。

また近年、この団体は、特定非営利活動法人NPO「非行克服支援センター」を別個に立ち上げ、そこでは非行問題の専門家や弁護士、セラピスト、教員、元家庭裁判所調査官などを理事に迎えて、より積極的な支援活動を展開しはじめている。具体的には、相談活動だけでなく、少年審判における付添人活動や、非行問題の研究活動を行ない、「ざ・ゆーす」という専門の機関誌を発行するまでになっている。また、親子関係の改善の側面から、非行からの立ち直りをテーマにした出版物を、これまでに多く発行してきている。

会の代表をしている春野氏によれば、「私は一体何をしてきたのか、何を学んできたのか、子どもを一生懸命育てていたのに何を伝えてきたのか、どうして伝えられなかったのか、そんなことを思ったことが一つ自分の問題」だったという。そして、「子どものどこを認めてどこを認めてはいけないのか、私自身はやはり子どもの人権を尊重した生き方をしていく親になりたいと思って子育てをしてきたわけですが、子どもの人権を尊重する、子どもの生き方を尊重するということがどういうことなのかということをつきつけられた」ともいう。

非行少年を抱えた親たちの多くは、社会的に非難を受ける側になってはじめて、子どもと一番接しているのに、最前線で格闘しているのに、なんの情報もない、また、非難はされるけれども支援はされない、相談する場もない、そんな状況にあることに気づくという。そのため、正当と思われるような要求も出せないよう立場に心理的に置かれてしまうという。そのような困難な状況を少しでも改善するべく、語り合いの活動が続けられ、また、「あめあがり通信」という相互の交流の場である通信を発行している。そこには、非行少年を抱えた親としてのさまざまな「体験記」が寄せられている。

彼らの言葉でもっとも印象的なのは、カウンセリングなどの専門機関につながられたとき、自分の話をテープに取ったりされて嫌だったとか、すぐに最初からそれは〇〇だから共依存だからというように原因を決めつけられて嫌だったとかいったものである。なかには、「相談機関は怖くて行けなかった」とか、専門家からの指示が「嫌だったけれども嫌だといえない自分がとても嫌でした」などといった言葉も聞かれた。

もちろん専門機関の人びとも、彼らを支援する意図で活動も行なっているはずであるが、その意図が当事者には伝わらないどころか、むしろ逆に彼らをさらに心理的に内へと閉じ込めてしまいかねない逆の機能を果たしてしまっていることが分かる。親たちは、我が子が非行に走ったために、それだけでなく、負い目を感じている。そのため、いわゆる

専門家からの言葉には非常に敏感になり、かつ反発を覚えてしまうことも多いのである。この点、あくまでも当事者同士による語り合いの場を提供する「親の会」のような活動は、彼らが心を開いて安心を得ることができる場として有効に機能しているのである。

(3) 行政機関セクター

我が国の行政機関で、非行少年を抱えた家族に対して、もっとも先進的な取り組みを行なっているのは、島根県の「子ども支援センター事業」である。この事業は、内閣府による青少年育成・非行防止推進事業として設置された少年補導センターを活用しつつ、しかしそれだけでは不十分な、青少年の健全育成にかかわる行政機関の狭間にある少年やその保護者を対象として、児童相談所への相談が実質的にほとんど見られない中学校卒業以上の年齢の子どもに対応して始められたものである。

従来、児童相談所、教育センター、少年サポートセンターなどで、我が子の悩みを抱えた親たちへの相談業務は行なわれてきた。しかし、非行少年を抱える親たちは、学校や警察にだけは相談したくないと考えるケースが多く、なかなかこれらの機関につながることは少なかった。そこで始められたのが「子ども支援センター事業」である。それは、継続的な支援にまで踏み込んでいない、あるいは各相談所が相互にじゅうぶんな連携をとっていないという実態を踏まえて、立案されたものである。

そこで本研究では、じっさいに島根県へ出向き、そのなかでもっとも中心的な事業となっている「出雲市子ども支援センター事業」を中心にして、各関係者へのインタビュー調査を行なった。そこから浮かび上がってきたのは、たんに行政機関の業務として行なわれる作業だけでなく、継続指導員という肩書きでボランティアへ委託された継続的な支援の重要性であった。この存在によって、地域に軸足を置いた、そして市民に密着した事業の運営が可能になってきたのである。

また、この事業においてクライアントとなるのは、少年やその家族といった当事者だけではない。地域の住民、教育関係者、その他の行政機関の人間など、地域のすべての人びとがクライアントとして相談業務を受けることを可能にしたのが、この事業の特色の一つである。各立場でカウンセリング業務を行なっている人びとに対して、それらを統合し、コーディネーターの役割をこの事業が担うことで、相互の連携活動をスムーズに行なえるようにしたのである。

本事業は、公的な相談業務ではあるが、しかしその場所をいわゆる補導機関ではなく、

公民館や勤労青少年ホームの一角に設置し、また休日にも業務を行なうことによって、相談件数は飛躍的に増加した。事実、子ども問題に対する相談窓口として広く認知されている児童相談所の相談件数をはるかに上回る件数の相談が寄せられてきたのである。このことは、非行少年を抱えた家族にとってみれば、どこにも相談できないとか、どこに相談したらよいか分からないといった潜在的な問題が多く存在していたことを物語っている。

インタビューからも、「児童相談所や警察へ相談に出向くのは抵抗があるが、支援センターは行政機関でありながら行政機関とは違う柔らかいイメージがあり、相談しやすかった」とか、「休日にも相談を受け付けてもらったのが有り難かった」とか、「休日であれば、親子が揃って相談に出向くこともできるので有り難かった」などといった声が聞かれた。また、行政機関と市民ボランティアとの具体的な連携作業も、これらの特徴によって容易になってきた側面が大きい。

とくに地域社会から孤立しがちな非行少年を抱えた家族にとって、地域の人間関係へと積極的に彼らを取り込み、具体的なコミュニケーションの場を提供しつつ、複合的な立場から支援作業を行なうこの事業の意義はきわめて大きく、我が国における支援対策のモデル事業の一つに位置付けることができるだろう。

以上、研究成果のおおよその概略を述べてきた。非行少年を抱えた家族が抱えている問題の最たるものは、じつは何事についても相談する場がないということである。もちろん、制度的には用意されてはいるが、当事者たちにとっては、それは心理的に利用しがたいものになっているのである。

この点で、行政機関ではない民間の支援団体による活動の意義はきわめて大きく、また最後に述べた行政機関による活動も、この民間の支援活動と結びつくによって初めて、その有効性を発揮しうるものになっている点には、大いに注目に値するものがある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計1件)

1. 土井隆義 (コーディネーター・司会)
日本犯罪社会学会大会・ミニシンポジウム
「非行少年の家族が求めるもの、
非行少年の家族に求められるもの」
2008年10月18日開催、於 専修大学

第一報告：春野すみれ「非行と向き合うということ－親たちの自分探し」

第二報告：山田由紀子「対話の会に見る犯罪少年と家族の再統合」

第三報告：生島浩「立ち直りの手立てとしての家族－家族臨床の観点から」

第四報告：山本聡「青少年対策と子ども観の変化－英国の事例を中心に」

6. 研究組織

(1) 研究代表者

土井 隆義 (DOI TAKAYOSHI)

筑波大学・大学院人文社会科学研究所・教授

研究者番号：60217601